

障害福祉サービス 短期入所 利用料金

H30. 4. 1～

1、介護給付費対象サービスの料金

お支払いいただく負担金は、原則として次の利用料の1割の額です。ただし、利用者の収入等に
応じて決定された上限額を超えてご負担いただくことはありません。

(1) 基本料金

給付費名称	障害支援 区分	利用料 (1日につき)	利用者負担金
福祉型短期入所サービス費 (I) (短期入所のみの利用の場合)	区分1・2	4, 940円	494円
	区分3	5, 650円	565円
	区分4	6, 290円	629円
	区分5	7, 610円	761円
	区分6	8, 960円	896円
福祉型短期入所サービス費 (II) (短期入所を利用する日に、他の日中活動サ ービスを利用する場合)	区分1・2	1, 670円	167円
	区分3	2, 330円	233円
	区分4	3, 080円	308円
	区分5	5, 120円	512円
	区分6	5, 840円	584円
福祉型短期入所サービス費 (III) 障害児 (短期入所のみを利用する場合)	区分1	4, 940円	494円
	区分2	5, 970円	597円
	区分3	7, 610円	761円
福祉型短期入所サービス費 (IV) 障害児 (短期入所を利用する日に、他の日中活 動サービスを併せて利用する場合)	区分1	1, 670円	167円
	区分2	2, 700円	270円
	区分3	5, 120円	512円
福祉型強化短期入所サービス費 (I) 医療的ケアが必要な障害児者 (別に厚生労働大 臣が定める者) に対して、看護職員を常勤で1 人以上配置し、都道府県知事に届出た場合 (短期入所のみの利用の場合)	区分1・2	6, 950円	695円
	区分3	7, 660円	766円
	区分4	8, 290円	829円
	区分5	9, 620円	962円
	区分6	10, 960円	1, 096円
福祉型強化短期入所サービス費 (II) 医療的ケアが必要な障害児者 (別に厚生労働大 臣が定める者) に対して、看護職員を常勤で1 人以上配置し、都道府県知事に届出た場合 (短期入所を利用する日に、他の日中活動サ ービスを利用する場合)	区分1・2	3, 670円	367円
	区分3	4, 340円	434円
	区分4	5, 090円	509円
	区分5	7, 130円	713円
	区分6	7, 850円	785円

福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ） 医療的ケアが必要な障害児（別に厚生労働大臣が定める者）に対して、看護職員を常勤で1人以上配置し、都道府県知事に届出た場合 障害児（短期入所のみを利用する場合）	区分1	6,950円	695円
	区分2	7,980円	798円
	区分3	9,620円	962円
福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ） 医療的ケアが必要な障害児（別に厚生労働大臣が定める者）に対して、看護職員を常勤で1人以上配置し、都道府県知事に届出た場合 障害児（短期入所を利用する日に、他の日中活動サービスを併せて利用する場合）	区分1	3,670円	367円
	区分2	4,710円	471円
	区分3	7,130円	713円

（2）加算料金

以下の要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	利用者負担金
短期利用加算	利用開始から30日以内の期間について算定する（1日につき） ※1年間通算して30日を限度とする	300円	30円
常勤看護職員等配置加算	常勤換算方法で1以上の看護職員を配置している場合（1日につき） （二）定員7人以上12人以下	80円	8円
	（三）定員13人以上17人以下	60円	6円
	（四）定員18人以上	40円	4円
医療的ケア対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費を算定する事業所において、医療的ケアが必要な障害児者（別に厚生労働大臣が定める者）に対して指定短期入所を提供する場合 （1日につき）	1,200円	120円
重度障害児・障害者対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費を算定する事業所において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者の人数が、利用者人数の50%以上である場合 （1日につき）	300円	30円
重度障害者支援加算	重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある方に対してサービスを提供した場合（1日につき）	500円	50円

医療連携体制加算 (Ⅰ)	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合 （当該看護を受けた利用者に対して、1日につき）	6,000円	600円
医療連携体制加算 (Ⅱ)	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2人以上の利用者に対して看護を行った場合 （当該看護を受けた利用者に対して、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき）	3,000円	300円
医療連携体制加算 (Ⅲ)	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合 （当該看護職員1人に対し1日につき）	5,000円	500円
医療連携体制加算 (Ⅳ)	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合（1日につき）	1,000円	100円
医療連携体制加算 (Ⅴ)	看護師を配置する等、厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た事業所において、指定短期入所を行った場合（1日につき） ※福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない	390円	39円
医療連携体制加算 (Ⅵ)	医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して4時間を越えて（1日の訪問時間の合計）看護を行った場合（当該看護を受けた利用者に対して、1日につき） ※福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない ※医療連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）算定の場合は算定しない	10,000円	1,000円

医療連携体制加算 (Ⅶ)	<p>医療機関等の連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2人以上の利用者に対して4時間を越えて（1日の訪問時間の合計）看護を行った場合 （当該看護を受けた利用者に対して、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき） ※福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない ※医療連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）算定の場合は算定しない</p>	5,000円	500円
栄養士配置加算Ⅰ	<p>常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の状況を把握し、適切な食事管理を行っている場合（1日につき）</p>	220円	22円
栄養士配置加算Ⅱ	<p>管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の状況を把握し、適切な食事管理を行った場合（1日）</p>	120円	12円
利用者負担上限額 管理加算	<p>障害福祉サービスを複数利用し、利用者負担額の上限額を管理した場合（1月につき）</p>	1,500円	150円
食事提供体制加算	<p>低所得者に対して食事を提供した場合（1日につき）</p>	480円	48円
緊急短期入所受入 加算（Ⅰ）	<p>居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合（当該緊急利用者に対して1日につき） ※緊急に利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日）を限度とする</p>	(Ⅰ) 1,800円	(Ⅰ) 180円
定員超過特例加算	<p>緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所を行った場合 （利用者全員に対して1日につき） ※10日を限度とする ※その間は定員超過利用減算は適用しない</p>	500円	50円
送迎加算	<p>利用者に対して、居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合（片道につき） ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎については、所定単位数の70%を算定する</p>	1,860円	186円

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届出た場合（1月につき）	（基本料金 ＋加算料金） × 6.9%	左記額の1割
------------------	---	---------------------------	--------

※上記の基本料金、加算料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本料金、加算料金も自動的に改訂されます。その場合、事前に新しい基本料金、加算料金を書面でお知らせします。

（3）減算 以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束に係る記録をしていない場合	利用者全員について （1日につき） 上記基本料金から50円

（4）利用者負担の軽減について

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「利用者負担金」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額上限額が設定されており、利用されたサービス量にかかわらず、障害福祉サービス受給者証に記載されている負担額を超えない額となります。

収入等の段階区分	利用者負担上限額
生活保護に属する方	0円
市民税非課税世帯に属する方	0円
市民税所得割16万未満の世帯に属する方	9,300円
市民税所得割16万未満以上の世帯に属する方	37,200円

2、介護給付費支給対象外サービスの料金

以下については、料金（実費）をいただきます。

（1）提供した食事の費用

	朝食	昼食	夕食
生活保護、低所得等の方	190円	390円	320円
市町村民税課税世帯の方	190円	690円	500円

（2）滞在費（1日につき）

従来型個室	1,150円
多床室	840円

（3）その他

① 紙おむつ代

必要な場合は、原則としてご持参いただきますが、施設で用意したものを使用した場合は、実費をいただきます。

② 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品等）について、費用の実費をいただきます。